

四国中央支部災害時における家屋被害認定調査実施細則

第1条（目的）

愛媛県土地家屋調査士会会則第68条に基づき、愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）と市町との「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」に基づく、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）の実施に関し、四国中央支部（以下「支部」という。）において必要な事項を定めるものとする。

第2条（本会への協力）

支部は、認定調査に必要な業務の実施について、本会に協力するものとする。

第3条（平時の対応）

- 1 支部長は、本会に協力し、市町からの認定調査の協力の要請に備え、市町職員との連絡体制を整えておくものとする。
- 2 支部長は、本会と協力し、認定調査の要請に必要な人員が確保されるように努めるものとする。

第4条（研修）

支部長は、認定調査の実施に必要な知識についての研修会に、支部会員の参加について促すものとする。

第5条（その他）

この細則に定めがないもので、支部運営上必要な事項は別途定めることが出来る。

第6条

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この細則は、平成28年9月7日より施行する。